

## 臨床研究に関する倫理指針の改正等について

標記のことについて、日本医学会より本会宛に以下のとおり通知があり、本会会員等の臨床研究に携わるすべての者に指針告示の周知徹底及び遵守の要請がありましたので、ご高配の程をよろしく申し上げます。

なお、このことにつきましては、本会ホームページ(<http://www.jsum.or.jp/info/index.html>)にも掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

日本超音波医学会  
理事長 岡井 崇

---

医学会発 第 43 号  
平成 20 年 8 月 15 日

日本医学会分科会理事長 会長 殿

日 本 医 学 会  
会長 高 久 史 麿  
公印省略

## 臨床研究に関する倫理指針の改正等について

平素より本会業務推進にご協力賜りまして深謝申し上げます。

さて、臨床研究に関する倫理指針の改正等について、平成 20 年 7 月 31 日付（医政発第 0731002 号）で、厚生労働省医政局長から本職宛に厚生労働省告示第 415 号において「臨床研究に関する倫理指針」の告示を改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行することの通知がありました。下記アドレスに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html#4>

つきましては、貴学会の会員等の臨床研究に携わるすべての者に指針告示の周知徹底及び遵守の要請がありましたので、ご高配の程をよろしく申し上げます。